

年 度 評 価 シ ー ト

課名 水産漁港課

施設の名称 <u>静岡市用宗漁港施設</u>	指定管理者名 <u>清水漁業協同組合</u>
<p>1 履行状況</p> <p>業務仕様書及び事業計画書に従って概ね適切に履行されている。</p> <p>(1) 維持管理業務</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止措置として、令和3年8月20日から9月12日まで、ビジター岸壁の利用を休止した。</p> <p>施設及び設備の修繕として、ヤード陸側入口のドア蝶番の修理、ボートプルシフト用部品交換、ダイバーによる係留棧橋東側の海草の刈り取りを行った。</p> <p>台風接近時には、管理運営マニュアルに基づき所定の対策を行い、施設及び利用艇に被害は発生しなかった。</p> <p>利用艇の事故について、前方不注意により、利用艇が操業中のシラス漁船の組の間を航行し、網を破損する事故が一件発生し、船舶所有者が保険で対応し解決した。また、利用者の係船索が劣化により破断し、係留中の船が漂流し、その後沈没する事故が発生した。幸いにも油の流出や漁業者への影響はなく、船舶所有者が海中から船の回収を行い解決した。</p> <p>漁業者とのトラブルや事故防止のため、施設内の掲示板や毎月発行するフィッシャリーナ新聞にて漁業情報や気象情報等を提供し、安全な作業・航行について周知した。また、係留艇については朝夕の係船索の点検をより重点的に行い、再発防止に努めた。</p> <p>年度末には、クレーンの年次点検及び法定検査並びに地下タンクの法定検査を実施した。</p> <p>警備に関する業務については、適正な手続きにより第三者に委託した。</p> <p>(2) 施設利用者数</p> <p>保管収容可能隻数70隻に対して、令和3年度末時点での保管収容艇は64隻、利用率は91.4%であり、業務仕様書において目標としている利用率90%を達成している。</p> <p>(3) 事業実施状況</p> <p>11月に予定していた親子釣り体験教室については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。</p>	
<p>2 市民（利用者）からの意見・要望の内容とその対応状況の評価（クレーム対応 等）</p> <p>利用者からの意見・要望に対しては、概ね適切な対応がとられている。</p> <p>[具体的な意見・要望と対応状況]</p> <p><トイレ・シャワー></p> <p>意見等：陸置ヤードへ（仮設ではない）トイレ・シャワーを設置してほしい。</p> <p>対 応：トイレについては、仮設トイレ2基を設置し対応した。シャワーについては、フィッシャリーナ営業時間内に管理棟内のシャワーを利用するようお願いする。</p> <p><電源></p>	

意見等：陸置ヤード内に電源を増設してほしい。

対 応：当面は延長コード等での対応とし、増設の可否について市と指定管理者で検討する。

<駐車場・栈橋>

意見等：駐車場、栈橋が狭い

対 応：駐車場については、繁忙期に広野海岸公園管理棟前駐車場を臨時的に利用することで対応した。栈橋については、施設の構造上、増設が難しいことを伝える。

<無線設備>

意見等：国際VHF陸上基地を設置してほしい。

対 応：設置の可否について、今後の利用艇への国際VHF無線機の設置状況等を勘案して市と指定管理者で検討する。

<カメラ>

意見等：台風津波等海上観察のための監視カメラ・WEBカメラを設置してほしい。

対 応：3月に設置した。

3 市民（利用者）へのアンケートや満足度調査の状況評価

(1) 利用者満足度調査

用宗フィッシャリーナ施設利用者に対して、令和4年1月10日付けで実施したアンケート調査において、65.5%が「満足」と回答し、令和2年度の61.5%から若干向上した。

(2) 市民アンケート

当該施設の利用は、船舶の所有者及びその関係者に限られるため、市民アンケート調査には適さない。

4 指定管理者の経理状況の評価

指定管理業務の収支については、概ね予算どおりに執行され良好である。

また、帳簿、現金出納簿、帳票類を備え、適正に処理されている。

5 総括的な評価（課題事項・指摘事項及びそれらの改善状況 など）

前年度事務事故発生の有無	無
前年度モニタリング調査における改善協議事項の有無	無

新型コロナウイルス感染防止対策として、国・県・市の方針に基づき、適切な対応が図られた。

施設運営目標である「陸置施設の利用率90%以上」が達成できたこと及び利用者からの要望である台風津波等海上観察のための監視カメラを設置し、アンケート結果を業務に反映していることは評価できる。

しかし、昨年度と同様、施設利用者へのアンケートの回収率が45.3%（R2年度39.3%）と低いため、回収率が上がるような工夫が必要である。

※事務事故が発生したとき及びモニタリングにおいて改善の指導があったときは、必ず改善状況を記載すること。